

一般社団法人無線認証連携協会
定 款

令和6年 3月 1日作成

令和6年 3月28日認証

令和6年 4月 1日設立

令和6年 9月24日改訂

一般社団法人無線認証連携協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人無線認証連携協会と称し、英文ではWireless Identity Federation Associationと表示する。

(目的)

第2条 当法人は、国内外の企業・団体等における通信の認証連携の普及促進・課題解決を行い、もって我が国の教育、学術研究、文化及び産業の発展に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全・安心で利便性の高い無線通信及び認証技術の普及啓発活動
- (2) 情報通信技術を必要とする行政機関、教育機関、企業、団体等との連携
- (3) 情報通信技術の活用に関する研究・調査及びその成果の普及啓発
- (4) 通信の認証連携の活用に関するコンサルティング
- (5) 通信設備の運営、管理及び保守
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体であって、正会員として理事会の承認を得た者とする。
- (2) 準会員 当法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体であって、準会員として理事会の承認を得た者とする。

- (3) 特別会員 当法人の事業を賛助する国の機関及び地方自治体並びに特別会員として理事会の承認を得た非営利団体とする。
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者とする。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があってもこれを返還しない。
- 3 会費等の減免措置については、理事会で別途定める。

(社員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第8条の会費支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 当該会員を除く総正会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が志望し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第11条 会員は、退会を希望する日の1ヶ月前までに理事が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。なお、退会日の属する年の会費についてはその全額を支払う義務があるものとし、当法人は会費の返還義務を負わないものとする。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議（総正会員の議決権

の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の3分の2以上の多数を要する。以下同じ。)によって当該会員を除名することができる。この場合、当該正会員に対し、当該社員総会の1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、当該社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則、又は社員総会の決議事項に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、総正会員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたと

きは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、当法人の正会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第21条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

2 理事について、当該理事及びその理事と親族その他特殊の関係がある理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(監事の員数)

第22条 当法人の監事の員数は、1名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第23条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第24条 当法人に代表理事1名以上を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事及び監事の解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は特別決議をもって行う。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理 事 会

(招 集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又

は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。ただし、議事録は電磁的記録をもって作成することができ、その場合、法務省令で定める署名又は記名押印にかわる措置をとるものとする。

第6章 顧問

(顧問)

第34条 当法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、当法人の趣旨を理解し賛同する有識者の中から、理事会の決議によって代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関して、代表理事の諮問に応ずる。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

- 第36条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(剰余金の非分配)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第38条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第40条 基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しないものとする。

(基金の返還手続)

第41条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第9章 定款変更、事業譲渡及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(事業の全部譲渡)

第43条 当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の特別決議によらなければならない。

(解散)

第44条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

第10章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都江戸川区南小岩二丁目6番4号

株式会社グローバルサイト

代表取締役 山口 潤

京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町550-2

株式会社Local124

代表取締役 廣瀬 丈典

石川県金沢市桜田町三丁目10番地

株式会社アイ・オー・データ機器

代表取締役 細野 昭雄

北海道札幌市中央区南一条西二丁目18番地

株式会社池内システムインテグレーション

代表取締役 池内 和正

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	山口 潤	廣瀬丈典	堀 英司
設立時代表理事	山口 潤		
設立時監事	福家 優		

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人無線認証連携協会を設立するため、設立時社員株式会社グローバルサイト外3名の定款作成代理人である 司法書士 吉田 史 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年3月1日

東京都江戸川区南小岩二丁目6番4号
株式会社グローバルサイト
代表取締役 山口 潤

京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町550-2
株式会社Local24
代表取締役 廣瀬 丈典

石川県金沢市桜田町三丁目10番地
株式会社アイ・オー・データ機器
代表取締役 細野 昭雄

北海道札幌市中央区南一条西二丁目18番地
株式会社池内システムインテグレーション
代表取締役 池内 和正

上記設立時社員4名の定款作成代理人
大阪市北区天神橋二丁目4番17号千代田第一ビル2階
司法書士 吉田 史